

○保護の取扱いに関する訓令

昭和35年9月20日

本部訓令第26号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。）第3条、酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号。以下「酩酊者規制法」という。）第3条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第39条並びに心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「心神喪失者等医療観察法」という。）第75条及び第99条の規定に基づく保護、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定に基づく児童相談所長の委託による児童の一時保護等（以下「保護」という。）を適正に行うため、保護の手続、方法等について必要な事項を定めるものとする。

(保護についての心構え)

第2条 警察官は、保護が警察に課せられた重要な責務であることを自覚して、保護を要すると認められる者を発見し、またはその届出をうけたときは、その者が保護を要する者であるかどうかを的確に判断するとともに、保護にあたっては誠意をもってし、個人の基本的人権を侵害することのないよう細心の注意を払わなければならない。

(保護の責任)

第3条 警察署長は、保護した者（同行中を含む。以下「被保護者」という。）の保護及び保護室等の維持管理について、全般の指揮監督に当たり、警察本部長（以下「本部長」という。）に対してその責に任ずるものとする。

2 警察署の保護を主管する課長（以下「保護主任者」という。）は、警察署長を補佐し、所要の警察官を指揮監督するとともに、被保護者を保護室その他の施設に収容し、又は家族、知人、その他の関係者（以下「家族等」という。）に引き渡し、若しくは関係機関に引き継ぐ等保護の全般について、警察署長に対しその責に任ずるものとする。

3 保護主任者が退庁したときその他不在の場合においては、当直主任者又は警察署長の指定する者が、保護主任者に代わってその職務を行うものとする。

(保護取扱簿)

第4条 警察官は、被保護者について、保護の状況を明らかにするため、保護取扱簿を作成しなければならない。この場合において、被保護者が負傷した保護事案その他の特異な保護事案については、その経緯等を詳細に記載した書面を作成し、保護取扱簿に添付しなければならない。

2 保護主任者は、保護取扱簿に所要事項が確実に記載されているかを確認しなければならない。

3 第1項に規定する保護取扱簿の様式は、別に定める。

第2章 保護

(保護の着手等)

第5条 警察官は、保護を要する者を発見し、又は届出を受けたときは、速やかに救護のため必要な措置を講ずるとともに保護主任者（保護主任者に代わつてその職務を行う者を含む。以下同じ。）に対し、保護を必要とする理由、救護上注意を要する事項等を報告して、その指揮を受けなければならない。

2 警察官は、被保護者を保護した場合は、原則として警察署に同行し、保護主任者に引き継ぐものとする。ただし、短時間内に被保護者の家族等に引き渡しができるときは、保護主任者の指揮を受けて、交番その他の派出所、駐在所その他適当な場所に同行することができる。

3 警察官は、被保護者を同行するときは、危害の予防その他自殺等の事故を防止するため、必要に応じて2人以上で行うほか、被保護者の人権に配慮するものとする。

(保護の場所)

第6条 保護主任者は、保護を要する者を保護しようとするときは、その者の年齢、性別、疾病の状況、周囲の事情等を総合的に判断し、次に掲げる被保護者の区分に応じ、当該各号に掲げる場所を基準とし、被保護者のため最も適当と認められる場所において、保護しなければならない。ただし、被保護者の引き取りに要する時間、保護室の使用状況その他の事情を勘案して、当該場所以外の場所において保護することが適当と認めるときは、この限りでない。

(1) 警職法第3条第1項第1号、酩酊者規制法第3条第1項、精神保健福祉法第39条第2項又は心神喪失者等医療観察法第75条第2項若しくは第99条第4項の規定により保護した者 保護室、病院又は救護施設

(2) 前号に掲げる者以外の被保護者 病院その他の医療施設又は交番、駐在所その他適当な場所

(医師の診断及び食事)

第6条の2 保護主任者は、病人、負傷者、でい酔者等で異常があると認められる被保護者については、必要により医師の診断を求め、治療を受けさせるなどの措置をとるほか、食事を給与する必要があると認められる場合は、被留置者に対する食事支給業者等を通じて食事を給与するものとする。

(被保護者の住所等の確認措置)

第7条 警察官は、被保護者の家族等への引き取り方について必要な手配をしようとするに当たり、被保護者がその住所又は居所及び氏名を申し立てることができない場合若しくは申し立てても確認することができない場合であつて、他に方法がないと認められるときは、被保護者が拒まない限り、第6条に規定する保護の場所において、立会人を置き、必要な限度で、被保護者の所持品等について、その住所又は

居所及び氏名を確認するための措置をとることができる。

- 2 前項の被保護者が女子であるときは、成年の女子を立ち合わせるように配慮するものとする。

(事故の防止)

第8条 警察官は、保護を行なうにあつては、被保護者が負傷、自殺、その他自己または他人の生命、身体または財産に危害を及ぼす事故を起さないように注意しなければならない。

(危害防止の措置)

第9条 警察官は、警職法第3条第1項第1号、酩酊者規制法第3条第1項、精神保健福祉法第39条第2項又は心神喪失者等医療観察法第75条第2項若しくは第99条第4項の被保護者が暴行し、自殺しようとする等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事態にある場合において、その危害を防止し、保護を適切に行うため他に方法がないと認められるときは、真にやむを得ないと認められる限度で、その者の行動を抑止することができるものとする。この場合、緊急を要し、そのいとまがないと認められる場合を除き、あらかじめ保護主任者の指揮を受けなければならない。

- 2 被保護者を保護室で保護するときは、被保護者が保護室を離れないようにするため、保護主任者の指揮を受け、掛けがね等を使用することができるものとする。

(危険物及び貴重品の保管)

第10条 警察官は、被保護者が凶器、毒物、劇物等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある物（以下「危険物」という。）を所持している場合においては、第8条の事故を防止するため、当該危険物を保管するものとする。この場合において、第6条第2号に掲げる者については、その承諾を得て行わなければならない。

- 2 警察官は、被保護者が紛失し、または破損するおそれがあると認められる現金、その他の貴重品を所持する場合においても、前項の規定に準じて、つとめて保管するものとする。

- 3 前2項の措置は、緊急を要し、そのいとまがないと認められる場合を除き、保護主任者の指揮を受け、第6条に規定する保護の場所において、立会人を置いて行わなければならない。

- 4 第1項または第2項の規定により保管した危険物または現金その他の貴重品は、法令により所持することを禁止されているものを除き、被保護者を保護する必要がなくなった場合または家族等に引き取らせもしくは関係機関に引き継ぐ場合においては、本人または引取人に返還し、もしくは当該関係機関に引き継がなければならない。

- 5 第1項、第2項または第4項の規定により保管し、返還しまたは関係機関に引き継いだ危険物もしくは現金その他の貴重品は、当該被保護者別に、品名、数量およびその保管者等を保護取扱簿に記載し、授受の状況を明らかにしておかなければな

らない。

第11条 削除

第3章 被保護者の観護

(観護警察官の指定)

第12条 保護主任者は、被保護者を保護室その他の場所で保護した場合は、被保護者の数、状況等を総合的に判断して、所要の警察官を指定して観護に当たらせなければならない。

(観護警察官に対する指導等)

第13条 警察署長、副署長、次長及び保護主任者は、観護に当たる者を指導する等保護が適正に行われるように配慮しなければならない。

(観護警察官の心得)

第14条 観護にあたる警察官は、異常の有無を細密に点検するとともに、おおむね次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 被保護者の人権を尊重し、保護を適切に行なうこと。
- (2) 被保護者の動静および保健衛生に注意し、各種の事故防止につとめること。
- (3) 被保護者と雑談し、または観護警察官相互間においてもみだりに雑談しないこと。
- (4) 休憩中においても、みだりにその定められた勤務場所を離れないこと。ただし、保護主任者の承認を得た場合は、この限りでない。
- (5) 保護施設の異常の有無の点検および清掃、整頓につとめ、被保護者が発見し、もしくは手を触れるおそれのある場所に小刀、はさみ、きり、マッチその他の危険物を置かないこと。
- (6) 保護室には、寝具、ちり紙その他警察署長の許可を受けた物のほかは、持ち込ませないこと。
- (7) 被保護者からの要求事項を受けたとき、又は自ら何等かの措置をとる必要があると判断したときは、保護主任者に報告し、その指揮を受けて措置すること。
- (8) 被保護者を保護室に保護し、又は保護を解く場合は、保護主任者の指揮のもとに確実に行うこと。

2 観護にあたる警察官が勤務を交代するときは、被保護者の異常の有無、性癖、動静または保管金品の状況等観護上注意すべき事項を、関係書類とともに確実に引き継ぐものとする。

(異常発見の場合の措置)

第15条 警察官は、被保護者について異常を発見した場合においては、応急の措置を講ずるとともに、直ちにその状況を保護主任者を経て警察署長に報告しなければならない。被保護者から、異常の訴え又は処遇上の申出等があつた場合においてもまた同様とする。

2 警察署長は、被保護者が保護の場所を離れたときはこれを発見し、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあり、又は正常な判断能力を欠く等、

合理的に判断して、なお保護を要する状態にあるか否かを確認し、必要な措置をとるものとする。

- 3 警察署長は、被保護者が死亡し、その他の重大な事故があつたときは、直ちにその状況を本部長に報告するとともに、当該被保護者の家族等及び関係機関に通知しなければならない。

第4章 被保護者の引継ぎおよび解除等の措置

(関係機関への引継ぎ)

第16条 保護主任者は、引き渡すべき被保護者の家族等がない場合若しくは判明しない場合又は判明しても引き取らない場合においては、警察署長の指揮を受けて、次の各号に定めるところにより措置しなければならない。

- (1) 被保護者が病人又は負傷者である場合は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項、第2項又は第6項の規定による保護の実施機関たる市町村長、又はその委任を受けた者に引き継ぐこと。
- (2) 被保護者が児童福祉法にいう児童である場合は、前号に掲げる場合であつても、児童福祉法第25条第1項の規定により、福祉事務所又は児童相談所に引き継ぐこと。

(保護解除の措置)

第17条 保護主任者は、被保護者について、家族等に引き渡すとき、関係機関に引き継ぐときその他保護の必要がなくなつたと認められるときは、その保護を解除しなければならない。

第5章 保護室

(保護室の構造設備等の基準)

第18条 保護室の設置にあつては、次の各号に定める基準によるものとする。

- (1) 留置施設と別個に設けること。
- (2) 1室の面積は、おおむね7.5平方メートル以上とすること。
- (3) 道路、その他外部から見とおすことができない構造とすること。
- (4) 通風、換気、採光等に留意した構造とすること。
- (5) 扉、窓その他の設備は、被保護者に威圧感を与えるおそれのないものとする。
- (6) 被保護者の自殺、自傷事故を防止できるような設備とすること。

2 保護室には、被保護者の応急手当に必要な医薬品を常備しておくものとする。

第19条 削除

第6章 許可状の請求等

(許可状の請求)

第20条 保護主任者は、警職法第3条第1項各号のいずれかに該当する被保護者を、24時間を超えて引き続き保護する必要がある場合は、保護期間延長許可状請求書に所要事項を記載し、警察署長の指揮を受けて、警職法第3条第3項ただし書の規定による許可状を請求しなければならない。

2 前項に規定する保護期間延長許可状請求書の様式は、別に定める。

(簡易裁判所への通知)

第21条 警職法第3条第5項及び酩酊者規制法第3条第4項の規定による簡易裁判所への通知は、前週の日曜日から土曜日までの間に取り扱った保護事件について、毎週金曜日までに、保護通知書により警察署長が行うものとする。この場合において、保護通知書には、保護の理由欄に、当該保護を行う根拠となった法律名を付記するものとする。

2 前項に規定する保護通知書の様式は、別に定める。

(通報)

第22条 精神保健福祉法第23条の規定による県知事への通報は、精神障害者通報書により直ちに警察署長が行うものとする。

2 警察官が職務を執行するに当たり、精神保健福祉法第23条に規定する精神障害者を発見し、この訓令による保護を行わなかった場合においても、警察署長は、前項に準じて通報するものとする。

3 酩酊者規制法第7条の規定による保健所長への通報は、アルコールの慢性中毒者等の保護通知書により速やかに警察署長が行うものとする。

4 第1項に規定する精神障害者通報書及び前項に規定するアルコールの慢性中毒者等の保護通知書の様式は、別に定める。

第7章 雑則

(被保護者が非行少年等であることが判明した場合の措置)

第23条 警察官は、被保護者が少年であつて、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第5号の非行少年または同条第6号の不良行為少年であることが明らかになつた場合においては、当該少年について、山口県警察の少年警察活動に関する訓令（平成19年山口県警察本部訓令第33号）の定めるところにより補導を行なうものとする。

2 警察官は、被保護者が、保護者の観護に委ねては適当でないと認められる児童であることが明らかになつた場合においては、児童福祉法第25条第1項の規定により福祉事務所または児童相談所に通告しなければならない。

3 警察官は、被保護者が、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第2条に規定する困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあつては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族）であることが明らかになつた場合においては、最寄りの女性相談支援センター又は女性相談支援員に通知するものとする。この場合は、女性相談支援センターの一時保護施設その他適当な施設に入所するよう配慮するものとする。

(被保護者と犯罪の捜査等との関係)

第24条 被保護者が罪を犯した者であることまたは少年警察活動規則第2条第3号の触法少年もしくは同条第4号のぐ犯少年であることが判明した場合においても、なお保護を要する状態にあると認められる間は、証拠保全上真にやむを得ないと認

められる場合を除き、被保護者について取調べまたは調査をしてはならない。被保護者が犯罪の被害者であることが明らかとなった場合においても、また同様とする。

(一時保護等)

第25条 警察官は、次の各号に掲げる場合において、夜間又は同行し若しくは引致すべき場所が遠隔である等やむを得ない事情があるときは、当該各号に掲げる者を保護室に一時収容することができる。

- (1) 児童福祉法第33条の規定により、児童相談所長の委託を受けて児童の一時保護を行うとき。
- (2) 少年法（昭和23年法律第168号）第13条第2項（同法第26条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、同行状を執行するとき。
- (3) 少年法第26条第1項の規定により、家庭裁判所の決定を執行するとき。
- (4) 少年院法（平成26年法律第58号）第89条第2項及び第90条第5項並びに少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第78条第2項及び第79条第5項の規定により、少年院又は少年鑑別所から逃走した者等を連れ戻すとき。
- (5) 更生保護法（平成19年法律第88号）第63条第6項ただし書の規定により、引致状を執行するとき。

2 前項の場合においては、第3条、第4条、第6条の2、第8条から第10条まで及び第12条から第15条までの規定を準用する。

付 則

(施行期日)

この訓令は、昭和35年10月1日から施行する。

付 則 (昭和36年7月刑防第579号)

この訓令は、昭和36年7月1日から施行する。

附 則 (昭和40年9月10日本部訓令第24号)

この訓令は、昭和40年9月10日から施行する。

附 則 (昭和43年3月18日本部訓令第4号)

この訓令は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年4月1日本部訓令第7号)

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年3月25日本部訓令第4号)

この訓令は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年12月18日本部訓令第9号被疑者の留置に関する訓令の一部を改正する訓令附則2条による改正附則抄)

(施行期日)

第1条 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年6月23日本部訓令第8号)

この訓令は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則 (平成6年12月22日本部訓令第37号山口県警察の公印に関する訓令等の一部を改正する訓令15条による改正附則)

この訓令は、平成7年1月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月8日本部訓令第2号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年9月3日本部訓令第36号)

この訓令は、平成16年9月10日から施行する。

附 則 (平成18年3月20日本部訓令第8号岩国市並びに玖珂郡由宇町、玖珂町、本郷村、周東町、錦町、美川町及び美和町を廃しその区域をもって岩国市を置くことに伴う関係訓令の整理に関する訓令2条による改正附則)

この訓令は、平成18年3月20日から施行する。

附 則 (平成19年5月31日本部訓令第26号刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令2条による改正附則)

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 (平成19年12月25日本部訓令第33号山口県警察の少年警察活動に関する訓令附則2項による改正附則抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年12月26日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日本部訓令第13号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年5月1日から施行する。

(山口県警察の地域警察運営に関する訓令の一部改正)

2 山口県警察の地域警察運営に関する訓令(平成6年山口県警察本部訓令9号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 (平成27年5月27日本部訓令第17号)

この訓令は、平成27年6月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月29日本部訓令第30号)

この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月24日本部訓令第14号元号を改める政令の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令3条による改正附則)

この訓令は、平成31年5月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月28日本部訓令第2号不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令2条による改正附則)

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月17日本部訓令第13号)

この訓令は、令和2年2月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日本部訓令第11号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。